

保護者の皆様へ

葛飾区立学校給食費の無償化について

葛飾区は、区立の小・中学校の設置者として学校給食を安定的に提供することにより、児童・生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、令和5年4月から学校給食費の無償化を実施しています。

- 1 対象者
葛飾区立の小・中学校に在籍し給食提供を受ける児童・生徒の保護者
※食物アレルギー対応等で弁当を持参する場合、弁当代は本補助の対象外となります。

- 2 手続き方法
本チラシをお読みいただき、区立小・中学校に入学又は転入した際に『葛飾区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状』（以下、「委任状」という。）を在籍する学校に提出してください。
※委任状は、児童・生徒1人につき1枚提出が必要です。
※区立学校間で転校した場合は、転校先の学校に委任状を再度提出してください。

提出された委任状は、次年度以降も、その学校に在籍している期間は有効なものとして取り扱います。
委任の取下げを希望する場合は、学校長へお申し出ください。

- 3 補助の方法
保護者からの委任を受け、月毎に各学校長が区へ補助金交付を申請します。
申請内容を審査後、学校給食費相当の補助金を区が各学校長に交付します。そのため、委任状を提出した保護者は学校長に給食費を支払う必要はありません。

委任状の提出がない場合、学校給食費は保護者負担となります。

- 4 補助金額（月額）

小学生			中学生
低学年	中学年	高学年	
4,800円	5,300円	5,700円	6,300円

- 5 提出期限
令和7年4月10日(木)までに学校へ提出してください。

在籍する学校から別途提出期限の指示があった場合は、指示された提出期限までに提出をお願いします。
令和6年度以前に既に委任状を提出した在校生は、提出不要です。

6 委任状記入にあたっての注意点

葛飾区立小・中学校給食費補助金の交付申請に必要及び速達並びに交付決定及び交付申請時に係る書類の受領の権限を、対象児童・生徒の在籍する区立学校の学校長に委任します。また、葛飾区長により決定された葛飾区立小・中学校給食費補助金の請求に関する権限を、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任します。

対象児童・生徒
児童・生徒
氏 名
学 校 葛飾区立 学校

年 月 日

葛飾区長 宛て
住 所

保護者氏名

※ 対象児童・生徒の保護者が自署してください。
葛飾区立双葉中学校の夜間学級に通う18歳以上の生徒は、生徒自身が自署してください。
※ 同意及び委任をされない場合は、補助金の交付ができません。

対象となる児童・生徒の氏名と在籍する学校名を記入してください

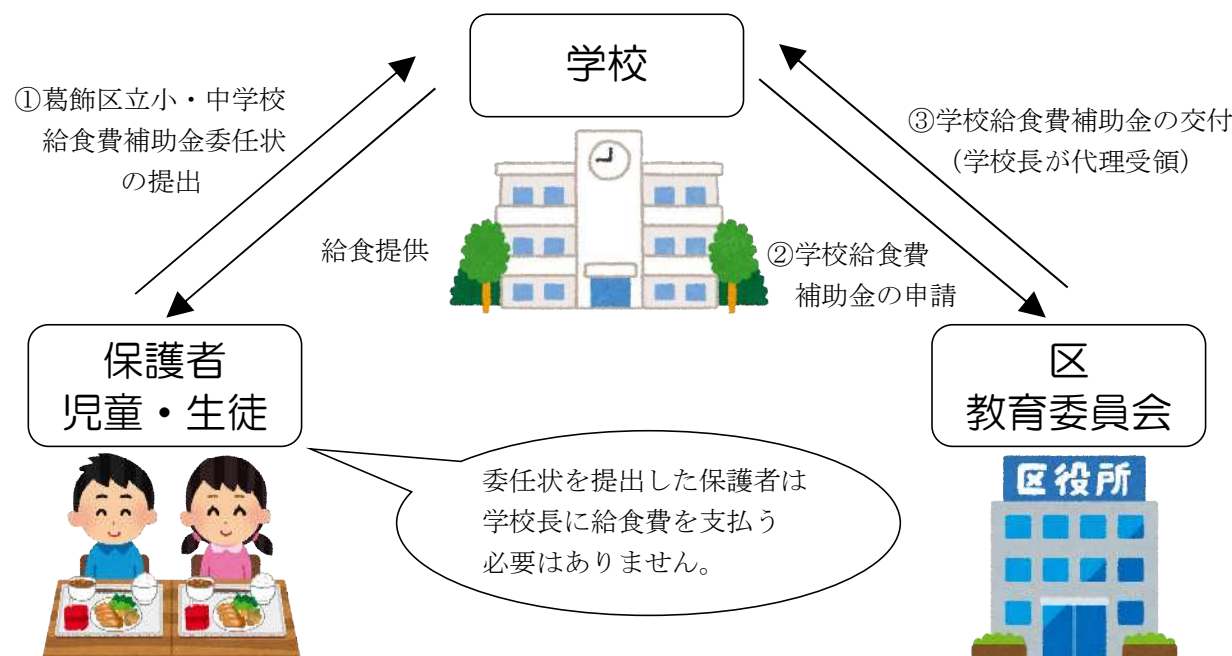
令和7年4月1日より後の日付としてください

保護者の住所と氏名を記入してください（押印不要）

※ボールペンなどの消せないペンで記載してください（鉛筆使用不可）。
※誤って記入した場合は、二重線を引いて訂正してください（修正液・テープ使用不可）。
※記入後はそのまま提出してください（切り取りなどはしないでください）。
※委任状は区ホームページからダウンロードできます。委任状をなくした場合や記入内容を誤った場合は、印刷してご活用ください。

- 7 その他
就学援助・就学奨励の申請を予定されている方も委任状の提出が必要です。
生活保護を受給されている方も委任状の提出をお願いします。
給食を調理する人件費や施設整備費、光熱水費などは、引き続き区が負担します。

《無償化後の学校給食費の支払いの流れ》



【お問合せ先】
葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係（葛飾区役所 本館4階 428番窓口）
電話：（直通）03（5654）8461～3
区ホームページ（委任状がダウンロードできます）はこちら→
<https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000057/1002476/1028742.html>



(目的)

第 1 条 この要綱は、区立学校に在籍している児童・生徒が提供を受ける学校給食に関し、当該提供に係る経費についてその負担をした者に対し補助金を交付することにより、必要栄養量を満たした学校給食を安定的に提供し、児童・生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 葛飾区立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特別な事情があると認める場合に限り、区長が別に定めるものとする。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費であって、葛飾区学校給食費検討委員会（葛飾区学校給食費検討委員会設置要綱（平成 20 年 6 月 18 日付け 20 葛教学第 330 号）第 1 条に規定する葛飾区学校給食費検討委員会をいう。）が教育長に報告するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各月（8 月を除く。）の初日（4 月にあっては 7 日、9 月にあっては 2 学期の始業式の日、1 月にあっては 3 学期の始業式の日）（以下「基準日」という。）に区立学校に在籍している児童・生徒の保護者とする。ただし、基準日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日を基準日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助により、学校給食費の全部の支給を受けている保護者
- (2) 区立学校から学校給食の提供を一切受けていない児童・生徒の保護者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めた者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担する学校給食費とする。

2 補助金の額は、次の表に定める額とする。

児童・生徒の学年		月額
小学生	第 1 学年及び第 2 学年	4,800 円
	第 3 学年及び第 4 学年	5,300 円
	第 5 学年及び第 6 学年	5,700 円
中学生		6,300 円

3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第 5 条 補助対象者は、区立学校の入学又は転入初年度に、葛飾区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状（第 1 号様式。以下「委任状」という。）により、補助金の交付申請、受領及び返還並びに交付決定及び交付取消しに係る通知の受領の権限を当該補助対象者の児童・生徒が在籍する区立学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任し、及び補助金の請求権限を葛飾区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。

2 学校長は、補助対象者の請求があるときは、前項の規定による委任に係る事務処理の状況につ

いて、当該補助対象者に対し適宜の方法により報告するものとする。

3 委任状は、補助対象者の児童・生徒が同区立学校に在籍する期間有効とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 前条第 1 項の規定により委任を受けた学校長は、月毎（8 月を除く。）に、葛飾区立小・中学校給食費補助金交付申請書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に対し補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 補助対象者の児童・生徒が基準日に区立学校に在籍していること及び当該児童・生徒が学校給食の提供を希望しているか否かが分かる資料
- (2) 前条第 1 項の規定により補助対象者から受領した委任状

(補助金の交付決定)

第 7 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、不相当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食費補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により学校長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、学務課長の請求に基づき、速やかに学校長に補助金を交付するものとする。

(補助金の管理)

第 9 条 学校長は、前条の規定により補助金の交付を受けたときは、当該補助金を適切に管理しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 10 条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 葛飾区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成 18 年 8 月 2 日付け 18 葛教学第 362 号）8 により就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の交付額が決定されたとき。
- (3) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立小・中学校給食費補助金取消通知書（第 5 号様式）により学校長に通知しなければならない。

(補助金の返還等)

第 11 条 区長は、前条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 5 号の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、学校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

2 区長は、前条第 1 項第 2 号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助対象者の同意に基づき、学校長に既に交付されている補助金を補助対象者に対する学校給食費に係る就学奨励費の支給に充当することができる。

(夜間学級に通う成人である生徒に係る本要綱の適用)

第 12 条 第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、区立学校のうち、葛飾区立双葉中学校夜間学級に通う 18 歳以上の生徒に係る補助金の交付については、第 3 条第 1 項及び第 2 項第 2 号中「児童・生徒の保護者」とあるのは「生徒」と、同条第 2 項第 1 号中「保護者」とあるのは「生徒」と、第 5 条第 1 項中「当該補助対象者の児童・生徒」とあるのは「当該補助対象者」と、第 6 条第 1 号中「補助対象者の児童・生徒」とあるのは「生徒」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。